

別記様式第29号 (第53条関係)

その1		営業の方法 (無店舗型性風俗特殊営業)	
氏名又は名称			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称			
事務所の所在地			
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 号の営業	
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝の方法	する しない	
		広告物の表示 (場所:) 新聞・雑誌 (広告の頻度:) インターネット (URL:) 割引券、ピラ等の頒布 (場所:) その他 () 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法		
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	する しない		
	の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)		
18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない		
	の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)		
役務提供の態様			

その2（法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合）	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒類の提供	する しない
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受付所において他の営業を兼業すること	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか）の別等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。